山形県漁業調整規則（令和２年県規則第 66 号）第 12 条第１項、第２項、第５項、第 14 条第１項及び第 16 条第１項の規定により、漁業の許可又は認可を行う制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間、許可等の条件及び許可の基準を次のように定める。

令和８年 10 月 13 日

山形県知事　吉村　美栄子

１　あわび・なまこ漁業

（１）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類の名称	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あわび・なまこ漁業(磯見)	磯見(船上からの採捕に限る)	操業区域（別記の操業区域をいう）	12 月１日から翌年８月 31 日まで	定めなし(ただし性能の基準等､別に定めのある場合はその基準を満たしていること)	３トン未満	５隻	１　山形県鶴岡市鼠ヶ関に住所を有する者 ２　山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者

（２）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年 10 月 13 日から令和８年 11 月 13 日まで

（３）備考

ア　この公示に係る許可の有効期間は、令和８年 12 月１日から令和９年 11 月 30 日までとする。

イ　この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

（ア）操業時間は午前５時から午後１時までとする。

（イ）知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めてあわび・なまこをとることを制限した場合はこれに従わなければならない。

（ウ）港湾工事（災害緊急工事を含む）の作業に支障をきたさないこと。

ウ　許可の基準は以下のとおりとする。

申請時点において、山形県知事から「あわび・なまこ漁業（磯見)」の許可を受けている者を優先するものとする。

なお､同順位である者の相互間については､くじにより優先順位を決めるものとする。

別記　操業区域

次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線分と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（世界測地系表記）

ア　北緯 38 度 33.244 分　　東経 139 度 32.784 分

イ　北緯 38 度 33.194 分　　東経 139 度 32.719 分

ウ　北緯 38 度 33.239 分　　東経 139 度 32.639 分

エ　北緯 38 度 33.323 分　　東経 139 度 32.583 分

オ　北緯 38 度 33.361 分　　東経 139 度 32.675 分